



➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント (@Nenkin_Kikou)

かけはし

はじめに

皆様こんにちは！7月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、特別徴収事務に関する内容や臨時特例措置終了に伴うお知らせハガキの発送について掲載しています。

また、障害年金講座では、市区町村からの照会の多い事例についてお伝えしています。ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

■ はじめに	p.1
■ 機構からの連絡	p.2
・ 各種取組事業のスケジュールについて		
・ 特別徴収事務ご担当者様へ		
・ 臨時特例措置終了に伴うお知らせハガキの発送について		
・ 令和5年度「わたしと年金」エッセイを募集しています！		
■ 障害年金講座	p.10
■ 広報の広場	p.12
■ 地域の独自情報	p.13
■ 編集後記	p.13

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和5年6月から令和5年10月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

令和5年 6月

- (定例) 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付金額改定通知書）の送付
- ▲ (新規) 臨時特例措置終了に伴うお知らせハガキの送付

令和5年 7月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付（7月定時分）

令和5年 8月

- (定例) 国民年金保険料の口座振替勧奨を実施

令和5年 9月

- (定例) 令和5年分扶養親族等申告書の送付
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。
- (定例) 年金生活者支援給付金の請求書（ターンアラウンド様式）の送付

令和5年 10月

- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施（ターンアラウンド申請用紙の送付及びマイナポータルへの免除TAの電子送付）
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。
- (定例) 免除TAの送付

介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収事務において注意していただきたい事項をまとめています。担当課へぜひご覧ください。

今回、特別徴収依頼通知(年次)の提出を前に、過去の事例を踏まえた公的年金からの特別徴収における留意事項をご紹介しますので、特別徴収事務をご担当される皆様に、ご活用いただきますようお願いいたします。

特別徴収事務において注意していただきたいこと

1. データの送信漏れや送信誤りにご注意ください。



特別徴収依頼通知(年次)及び各種異動通知(月次)(以下「特別徴収依頼通知等」という。)の情報交換時において、下記の事例のようにデータを送信できていなかった・誤ったデータを送信してしまった等のご相談をいただきます。

事例1

送信時のデータ取り込み作業手順の誤り等により、経由機関に特別徴収依頼通知等が送信されなかった。

事例2

経由機関に、特別徴収依頼通知等を送信したが、送信結果の確認を失念し、送信エラーとなっていることに気付かず、正しいデータを送信できなかった。

事例3

特別徴収依頼通知等のデータ作成を委託していた委託先の業者のミスにより、誤ったデータを経由機関に送信してしまった。

データの送信を漏らしてしまったり、誤ったデータの送信等を行ってしまうと、特別徴収が行えない・正しい額を特別徴収できない・特別徴収を止めなければならないのに止められない等、特別徴収事務ご担当者様はもちろんのこと、住民の方々にも負担になりますので、データの送信漏れや送信誤りにご注意ください。

なかでも、**特別徴収依頼通知(年次)**の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。細心の注意を払い、特別徴収依頼通知の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。

データの送信漏れ等により、機構において特別徴収依頼通知が収録できなかった場合、その対象者については当該年度の特別徴収を行うことができず、普通徴収で対応いただくことになります。

2. データの作成誤りにご注意ください。



(1) 特別徴収を止めたいとき

- ① 「41-01（死亡による停止）」を機構に通知すると、公的年金からの特別徴収が停止になるとともに、年金の支払いも停止となります。誤って通知した場合、お客様への影響が大きいので、通知を作成する際は十分ご注意ください。
- ② 他市区町村に転出後、転出元市区町村から「41-02(転出による停止)」が通知されていない場合、転出元の市区町村で特別徴収が継続されるだけでなく、転出先市区町村から通知される「特別徴収追加依頼通知(31-02)」がエラーとなり、転出先の市区町村で特別徴収が行えなくなりますので、通知の作成漏れがないよう十分ご注意ください。
- ③ 資格喪失等通知を作成する際、各種年月日欄（事実発生日）の日付が、作成年月日欄の日付より後の日付になっている場合、機構で処理する際にエラーとなり、特別徴収が継続されますので、各種年月日欄に作成年月日欄の日付より後の日付を設定しないようご注意ください。
- ④ 個人住民税の「41-02（転出による停止）」を作成する際、停止年月欄に翌年度4月を設定するようお願いいたします。停止年月欄に翌年度4月以外が設定されている場合、機構で処理を行う際にエラーとなり、特別徴収が継続されますので、ご注意ください。

(2) 仮徴収額を変更したいとき

「仮徴収額変更依頼通知(61-00)」を作成する際、各種金額欄の金額1に変更後仮徴収額を設定し、金額2及び金額3には全桁“0”を設定する必要がありますが、金額1にも“0”が設定されているケースが見受けられます。金額1に誤って“0”を設定することがないようにご注意ください。

(3) 特別徴収税額等を変更したいとき

「特別徴収税額等変更通知(63-01)」を作成する際、各種金額欄の設定方法が適切ではない（変更前の支払回数割特別徴収額を設定するべきところ、“0”を設定している等）ため、機構で処理を行う際にエラーとなり、特別徴収額が変更できないケースが見受けられます。各種金額欄の設定について、媒体仕様書の内容を再度確認いただきますようお願いいたします。

(4) 住所地特例対象者を通知するとき

- ① 市区町村から、日本年金機構に「81-01(住所地特例該当通知)」を通知したにも関わらず、年次の特別徴収対象者情報が送付されてこないとの照会を多くいただきます。「81-01(住所地特例該当通知)」は、毎年4月から翌年3月の期間に機構に通知された場合、年次の対象者抽出処理の際に反映されます。

※ 機構における年次の対象者抽出処理は、毎年4月に行われますが、4月に通知された「81-01(住所地特例該当通知)」は5月に処理が行われますので、4月に「81-01(住所地特例該当通知)」を通知いただいた者については、**翌年度に住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を作成すること**となります。

- ② 年度の途中で特別徴収を中止した場合は、住所地特例も解除され、翌年度の年次の特別徴収対象者情報が、住所地特例解除前の市区町村に通知されないことに注意してください。

この場合、機構が年次の特別徴収対象者情報を作成する時期までに、「81-01(住所地特例該当通知)」をあらためて通知してください。この通知を受けて、機構が翌年度から、住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を市区町村に送付します。

- ③ 住所地特例対象者として特別徴収を行っている方が、改めて特別徴収を行っている市区町村に住民登録が行われると、機構から特別徴収追加候補者情報「30-02(住所変更者)」を送付します。

このとき、既に介護保険料のみ特別徴収を行っている方について、新たに国民健康保険料(税)または後期高齢者医療保険料の特別徴収を開始しようとする場合には、**特別徴収継続中の介護保険料についても「31-01(対象者)」として特別徴収追加依頼通知**をお願いいたします。

特別徴収継続中であることを理由として、介護保険料を「31-03(非対象者)」で通知すると、特別徴収開始依頼通知が経由機関においてエラーとなり、国民健康保険料(税)または後期高齢者医療保険料の特別徴収が行えませんのでご注意ください。

※ **「31-01(対象者)」通知に対して、介護保険料の特別徴収追加依頼処理結果通知は「31-51(相関性エラー)」となりますが、介護保険料の特別徴収は継続されます。**

<介護保険料等の特別徴収にかかるお問合せ先>

【介護保険料等の特別徴収にかかる情報交換に関すること】

日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ
(代表) 03-5344-1100

【死亡により過誤納となった介護保険料等の返納・還付に関すること】

日本年金機構 中央年金センター 年金債権管理グループ 収納事務担当
(直通) 042-334-8802



臨時特例措置終了に伴うお知らせハガキの発送について

(国民年金部)

令和4年度サイクルにおいて臨時特例免除が承認されている方へ、圧着ハガキ形式の「お知らせハガキ」を令和5年6月にお送りしています。

令和5年6月分をもって臨時特例措置が終了することや前納制度及び免除・猶予制度を周知し、新たな未納を発生させないよう手続き勧奨を行っています。

対象者

令和5年6月分まで臨時特例免除が承認されている方(※)

※ 令和5年5月上旬に対象者を抽出しています。

発送日

◆ 令和5年6月19日(月)

発送物

臨時特例措置終了に伴うお知らせハガキ

(お知らせハガキの様式については、本誌7頁～8頁をご覧ください。)

料金後納郵便
親展
〒
様
カスタマーバーコード

**年金制度が変わります！
必ずご確認ください。**

お問い合わせ先(発生不報の場合のみ)
日本年金機構 年金事務所
〒

日本年金機構
Japan Pension Service

ご案内は内巻にあります。
裏面(①)からゆっくりとご覧下さい。

臨時特例措置により免除・納付猶予が承認されたみなさまへ

令和5年6月分をもって臨時特例措置が終了となります

- 現在、お客様は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したとの申出をいただき、臨時特例措置として、令和5年6月分まで国民年金保険料の納付が免除または猶予承認されています。
- この臨時特例措置は、令和5年6月分までの期間をもって終了することになり、令和5年7月以降の国民年金保険料は、原則、納付いただく必要があります。※

※ 納付書は7月にお手元に送付されます。

国民年金保険料を未納のままにすると

- 不測の事態が起こったときに、年間約80万円※が支給される障害年金や遺族年金が受け取れない場合があります。
※ 令和5年度の障害基礎年金2級及び遺族基礎年金の金額
- 将来受け取る老齢基礎年金額が減額されます。

保険料を納付した人	保険料が未納の人
負担	負担
給付	給付
保険料納付	保険料未納
年金給付	税金からの支出分
1/2は保険料から	1/2は税金から
1/2は税金から	この部分も受け取れません

臨時特例措置により免除・納付猶予が承認されたみなさまへ

令和5年6月分をもって臨時特例措置が終了となります

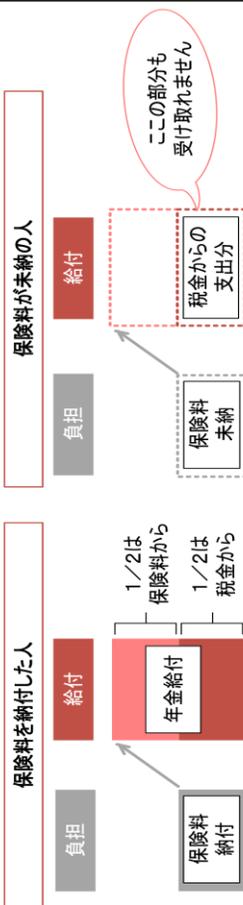
- 現在、お客様は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したとの申出をいただき、臨時特例措置として、令和5年6月分まで国民年金保険料の納付が免除または猶予承認されています。
- この臨時特例措置は、令和5年6月分までの期間をもって終了することになり、令和5年7月以降の国民年金保険料は、原則、納付いただく必要があります。*

* 納付書は7月にお手元に送付されます。

国民年金保険料を未納のままにすると

- 不測の事態が起こったときに、年間約80万円※が支給される障害年金や遺族年金が受け取れない場合があります。
- 将来受け取る老齢基礎年金額が減額されます。

※ 令和5年度の障害基礎年金2級及び遺族基礎年金の金額



料金後納
郵便

親展

〒

様

カスタマーバーコード

**年金制度が変わります！
必ずご確認ください。**

お問い合わせ先（請求書類の場合の連絡先）

日本年金機構

年金事務所

〒

瓦

毎年 日本年金機構
Japan Pension Service

ご案内は内側にあります。
裏面①からゆくりと開いてご覧ください。



保険料の免除・猶予制度等があります

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料の納付が困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除・猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。詳しくは、お問い合わせ先に記載の年金事務所までお尋ねください。

※ 令和4年所得状況により国民年金保険料免除・納付猶予が承認されない場合があります。

●「納付・免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	免除	納付猶予	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に	計算される	計算される（※1）	計算されない	計算されない（※2）

※1 「一部免除」が承認された場合、減額された保険料を納付しないと「未納」と同等の扱いとなります。
 ※2 皆さまが払う税金から支出されている国の負担分（税金支出）も受け取ることができません。

国民年金の免除手続は電子申請が便利です

国民年金保険料免除・納付猶予申請は、スマートフォン等による電子申請が可能です。詳しくは、日本年金機構ホームページ（右下二次元コード）をご確認ください。

(https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshi_kokumen.html)



2306 1016 002

これからの国民年金保険料の納付は

**便利でお得な
口座振替**がおおすすめです！

口座振替は

2年分の前納で **16,100円 お得!**

和

1年分の前納でも **4,150円 お得!**

平

毎月の納付も **50円 お得!**

口座振替なら

クレジットカードでも

2年分の前納で **14,830円 お得!**

財

1年分の前納でも **3,520円 お得!**

源

※ 令和5年度の保険料に基づく割引額

スマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済による納付も可能です。

納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の全額が社会保険料控除の対象となりますので、税金の負担が軽減されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。



年金事務所（年金事務所）



令和5年度「わたしと年金」エッセイを募集しています！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、市区役所または町村役場をはじめ関係機関・関係団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動を「地域年金展開事業」と位置付け、積極的に実施しているところです。

その一環として、広く国民の皆さまに公的年金制度との関わりを考えていただくよう、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金の大切さなどをテーマに、「わたしと年金」エッセイを募集しています。

応募作品の中から厳正な審査のうえ、優れた作品について、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者の方に表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

是非、各地域の皆さまへの周知をお願いいたします。

「わたしと年金」エッセイの募集にあたっては、ポスターやリーフレットを用意しています。

募集期間中のポスターの掲示やリーフレットの設置につきまして、是非、ご理解とご協力をお願いします。



- 主催：日本年金機構
後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会
 - 応募資格
中学生以上の方
 - 応募締切
令和5年9月8日（金）当日消印有効
 - 提出先
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 相談・サービス推進部
情報提供推進グループ「わたしと年金」担当
 - 賞
厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選
(表彰状の授与並びに記念品を贈呈します。)
- ※ 応募要項や過去の受賞作品等、
詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

障害年金講座

第34回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、**市区町村からの照会の多い事例について その②** です。

1. 病歴・就労状況等申立書の作成について

Q1

脳梗塞で障害年金の請求をします。診断書に「心疾患」の既往傷病の記載がありますが、心疾患の病歴・就労状況等申立書の作成は必要ですか。

A1

脳血管疾患は、心疾患と相当因果関係ありとみなされる場合があります。脳血管疾患とは別に、心疾患についても、病歴・就労状況等申立書の作成をお願いします。

過去に心疾患の受診・指摘が全くなかった場合は、「今まで心疾患の受診・指摘はなかった」旨を記載願います。

2. 障害状態確認届の審査完了後のお知らせ送付について

Q2

障害状態確認届を提出しました。
審査完了後には、どのようなお知らせが送付されますか？

A2

以下のいずれかが送付されます。

- 等級継続者⇒「次回の診断書の提出について（お知らせ）」（ハガキ）
- 年金額の増額改定者⇒「年金支給額変更通知書」
- 年金額の減額改定者及び支給停止者⇒「年金支給額変更通知書」と減額改定や支給停止の理由を付記した文書

3. 支給停止事由消滅届について

Q3

症状が悪化し、「老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届」（様式第207号）を提出します。「③消滅の事由に該当した年月日」はいつの日付を記載すればよいでしょうか？

A3

原則として、診断書の現症日を記載してください。
なお、現症日より前に人工透析の開始（再開）日や肢体の切断日などがあり、支給停止事由が消滅する場合は、その日を記載してください。

Q4

「老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届」（様式第207号）と、「国民年金受給権者支給停止事由消滅届」（様式第252号）の違いはなんですか？

A4

「老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届」（様式第207号）は、障害年金の受給権者が、なんらかの事由で支給停止されていたが、その支給停止の事由がなくなったとき（例：障害状態が重くなった、選択していた年金の受給権が消滅した、選択していた年金が支給停止となった等）に提出する届出書です。

「国民年金受給権者支給停止事由消滅届」（様式第252号）は、20歳前障害による障害基礎年金（年金コード2650、6350）について、主に下記の事由により支給停止事由がなくなったときに提出する届出書です。

- ・ 刑事施設等に拘禁されている場合
- ・ 外国に居住している場合
- ・ 労災・恩給の受給等により支給停止されている場合



国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

地域の独自情報

編集後記

夏には様々なイベントがありますが、筆者の地元では地藏盆というお祭りがあります。地藏盆は、子どもの健やかな成長を願うお祭りで、お地藏様が祀られている町内の公園にて8月後半に2日にわたって開催されます。筆者も子どものころ、地藏盆でお菓子をもらったり友達と金魚すくいや花火をした思い出があり、お祭りの規模は小さいのですが、大きくなった今でもまた参加したいな…と思います。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願いいたします。